

## 通学バスにおける利用ルール

20241108

下記にある通学バスのルールの適用は2025年度までです。  
2026年度以降については一部変更となる場合があります。

### 1. 利用者

#### (ア) 対象者

- ① 保健科学部の学生（聴講生、科目等履修生等を除く）で主として岐阜バスを利用して通学する者。
- ② 居住地から本学への通学経路に補助対象停留所が該当する者。

#### (イ) 対象停留所

- ① 岐阜関線の名鉄・JR岐阜駅 - 岐阜医療科学大の路線上の補助対象停留所から本学間の区間とする。
- ② 対象停留所の詳細は、別紙「補助対象停留所一覧」に定める。

#### (ウ) 対象定期券

- ① 通学一年定期券および、通学六ヶ月定期券のみ。通学六ヶ月定期券については、10月からの利用開始者に限る。

#### (エ) 対象期間

- ① 通学一年定期券は、毎年度4月1日～3月31日とする。
- ② 通学六ヶ月定期券については、毎年度10月1日～3月31日までとする。

### 2. 補助対象の条件

#### (ア) 申請

- ① 補助を受けようとする者は、申請書類、誓約書等、本学が求める書類を提出しなければならない。
- ② 申請時に自宅から補助対象停留所までの定期券の確認を求められた場合は、速やかに提示すること。  
例：愛知県一宮市在住の場合）最寄駅から名鉄岐阜駅または、JR岐阜駅までの定期券の提示が必要
- ③ 補助を受けようとする者は、本学が指定した期間内において申請を行うものとする。  
いかなる場合においても指定期間外の申請は受け付けない。

#### (イ) 対象の除外

- ① 岐阜バス通学定期券の補助を受けた（申請した）者は、同一期間において自動車通学、自動二輪車通学の申請ができないものとする。

(ウ) 乗車率

- ① 乗車率の確認は前期・後期の期間毎で実施する。ただし、中途解約の場合はその限りではない。
  - ② 補助の対象になるには、一定の乗車実績を必要とする。乗車率の計算方法は下記のとおりである。  
学年暦における前期期間（または後期期間）の授業日数と定期試験日数の合計から臨地（臨床）実習期間及び、その他学校行事でバスを利用しない日等を除いた日数を母数とし、その日数に対し7割以上のバス乗車実績がある場合に限り岐阜バス通学定期券の補助対象とする。
- ※卒業研究（4年次科目）はカリキュラム上、担当教員の指導方法にかかわらず、出席の必要がある。従って、当該補助制度において卒業研究は母数に含まれ、欠席した場合は乗車率が減る。

乗車実績の計算例

乗車実績の計算例（学科や学年により授業・定期試験日数の違いや臨地（臨床）実習がある為、計算方法は変動する）

（例）臨床検査学科1年生 ※下記日数は土日祝・その他大学が定める休業日を除く

⇒ 【前期】 2024/4/5 ～ 2024/8/7

前期合計： 85 日間      最低乗車必要日数： 60 日間

⇒ 【後期】 2024/10/1 ～ 2024/12/23

2025/1/8 ～ 2025/2/13

後期合計： 83 日間      最低乗車必要日数： 58 日間

【注意】 乗車率は前期・後期それぞれの期間で計算。通年での乗車率確認は行わないため注意すること。

(エ) 保証金

- ① 補助を受けようとする者は、申請時に本学が定めた下表の保証金を納めなければならない。

保証金
72,000円

※ayuca（アユカ）のデポジット500円は上記保証金を含む

- ② 補助対象条件を満たさない場合や不正行為が発覚した場合は、入金した保証金を全額徴収する。  
但し、正当な理由があり、学生委員会で認められた場合はその限りではない。
- ③ 保証金の返金は、補助を受けた定期券を学生支援課に返却し、乗車率の確認、岐阜バスでの手続きが終了した時点において行うものとする。4年間継続して定期券の補助を受けた場合は、卒業時に定期券の返却を受け付け、その後、返金する。

乗車率と保証金の返金について（期中の中途解約を除く）

ケース① 入学～卒業の期間にて全て乗車率7割以上が確認された場合の保証金返金について

期間	1年生		⇒	2年生		⇒	3年生		⇒	4年生	
	前期	後期		前期	後期		前期	後期		前期	後期
乗車率	100%	100%		90%	90%		80%	80%		70%	70%
判定	OK	OK		OK	OK		OK	OK		OK	OK

⇒ 全ての期間にて乗車率7割以上である為、保証金72,000円を卒業時に全額返金

ケース② 期中で乗車率7割を下回った場合の保証金返金と定期券継続について

期間	1年生		⇒	2年生		⇒	3年生		⇒	4年生	
	前期	後期		前期	後期		前期	後期		前期	後期
乗車率	90%	80%		70%	60%		90%	90%		90%	90%
判定	OK	OK		OK	NG		OK	OK		OK	OK

⇒ 2年生後期において乗車率7割を下回った為、保証金72,000円を全額徴収

3年生前期以降も定期券の利用を希望する場合は、新規申請を行い、再度72,000円を入金すれば利用可能

3～4年生にて乗車率7割以上である為、再入金分（3年開始時）の保証金72,000円を卒業時に全額返金

ケース③ 二輪車や自動車等の通学方法に変更する場合の保証金返金について

期間	1年生		⇒	2年生		⇒	3年生		4年生	
	前期	後期		前期	後期		自動車通学		自動車通学	
乗車率	90%	90%		90%	90%		自動車通学		自動車通学	
判定	OK	OK		OK	OK		自動車通学		自動車通学	

⇒ 3年生より自動車通学に変更する場合、2年生終了時に岐阜バス定期券の解約を大学に申し出る

2年生後期の乗車率が7割以上であるならば、保証金72,000円を全額返金し、

7割に満たない場合は保証金72,000円を全額徴収

(オ) 個人情報の利用

- ① 補助を申請した学生は、岐阜バスが取得した乗車実績などの個人情報について、本学が利用実績の調査、統計調査を目的として利用することを承諾したものとする。

(カ) 定期券の紛失

- ① 補助を受けた定期券を紛失した場合は、岐阜バス営業所にて直ちに再発行の手続きをしなければならぬ。なお、紛失時の再発行手数料、デポジット及び紛失中の通学費用に関しては個人負担とする。

(キ) 定期券の返却

- ① 定期券が不要になった場合は、直ちに学生支援課に定期券を返却しなければならない。  
なお、本学の許可なく独自に払い戻しを実施した場合は、不正行為とみなす。

(ク) 使用規則

- ① 定期券の貸与、譲渡等は絶対におこなってはならない。
- ② 通学定期券の申請区間は居住地の最寄駅（停留所）から大学までに限り、それ以外の区間は一切認めない。
- ③ 独自で定期券にチャージをしてはならない。  
また、いかなる場合においても、チャージ残金の返金には応じない。
- ④ その他、定期券の使用に関しては岐阜バス（岐阜乗合自動車）の「岐阜乗合自動車株式会社 I C カード乗車券取扱規則」に準ずるものとする。

(ケ) 不正行為

- ① 使用規則を逸脱した行為が発覚した場合は、いかなる理由でも不正行為とみなす。
- ② 不正行為が発覚した場合は、その時点で定期券を回収する。  
また不正行為があった者は、学内の諸規則において処分を検討する。

(コ) 定期券の解約

- ① 対象期間内に中途解約をする場合、下表に基づいて解約金が発生する。
- ② 解約金は保証金より差し引くこととする。但し、休退学の場合はこれに限らない。

通学一年定期券

解約月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	0%	10%	20%	30%	40%	50%	60%	70%	80%	90%	100%	100%
解約金	0	7,200	14,400	21,600	28,800	36,000	43,200	50,400	57,600	64,800	72,000	72,000

通学六ヶ月定期券

解約月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	0%	20%	40%	60%	80%	100%
解約金	0	14,400	28,800	43,200	57,600	72,000